

乙第24号証

諮詢庁:警察庁長官

諮詢日:平成22年8月26日(平成22年(行情)諮詢第398号)

答申日:平成23年2月8日(平成22年度(行情)答申第521号)

事件名:特定個人について警察が入手した疑わしい取引の届出に係る文書の不開示決定(存否応答拒否)に関する件

答申書

第1 審査会の結論

「本人の犯罪による収益の移転防止に関する法律(以下「犯収法」という。)に該当する事業者に対する疑わしい取引の届出の受理、取引の記録の保存の要請、犯罪収益による移転防止の取り決め本人の名義を使う事、期限など警察庁が対策の取決めを行った文書」(以下「本件対象文書」という。)につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し、平成22年6月10日付け平22警察庁甲情公発第45A-2号により警察庁長官(以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由の概要は、以下のとおりであると解される。

(1) 異議申立書

- ア 法5条4号には該当しない。
- イ 異議申立人が求めているのは、テロに遭っていること、犯罪による収益の移転防止を解決することである。
- ウ 公にしないことにより、犯罪の助長を招き、被害者の本来ある裁判などの権利を持つない。
- エ 異議申立人は、警察庁の情報公開審査基準等種々の事情を踏まえて主張してきた。
- オ 不開示となった文書の内容は開示しても検査に支障を来すとは言い難く、たとえ支障を来す内容があったとしても、犯罪による収益を上げた企業の名簿又は特定の2つの企業(以下「特定2企業」という。)などの企業に対する文書など部分開示することは可能である。
- カ 法5条1号には該当しない。
- キ 被害者である異議申立人の生命、健康、生活及び財産が保護されているとは言い難い。異議申立人の権利利益は第三者の権利利益を上回っている。
- ク 異議申立人は侵害を受けていることはインターネット上で公になっている。
- ケ 異議申立人はテロに遭っている情報の開示を求めるのは妥当である。
- コ 異議申立人と周りの被害者がタリバンなどのテロに遭っていることを解決することが第一優先である。どうすれば解決するのか、インターネット上の被害を説明していただきたい。被害額とどこの会社がどのように損害を作ったのか説明してもらいたいと思っている。マネー・ローンダリングのことも公開してもらい、特定2企業に対してできることを考えるつもりだ。
- サ 被害者側が被害を受けている最中に違法収益を上げている。

(2) 意見書

- ア テロの被害は平成18年2月下旬からインターネット上で始まり、今も続いている。
- イ 特定2企業は、犯収法に該当する。
- ウ 異議申立人は、本人の私生活がインターネットで流れていること、テロに遭っていることを公開してもらうよう貫して主張してきた。
- エ 理由説明書中、異議申立人の個人の情報の請求だけに判断をすることは限定的である。本件開示請求にかかる行政文書は、特定2企業に対する犯収法に基づいて決定した期限も該当する。
- オ 警察庁の理由説明書、その他種々の行為は、最高法規である憲法の基本的人権の規定に反している。
- カ 法5条1号ただし書イ及び口に該当する。また、法6条にも該当し、部分開示できる。
- キ 不開示決定により、犯罪の予防、鎮圧に支障を及ぼしていることなどから、法5条4号に該当しない。

第3 諒問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求に係る「請求する行政文書の名称等」は、「本人の犯罪による収益の移転防止に関する法律に該当する事業者に対する疑わしい取引の届出の受理、取引の記録の保存の要請、犯罪収益による移転防止の取り決め本人の名義を使う事、期限など警察庁が対策の取決めを行った文書」となっているが、異議申立人は、当初から、本件開示請求の趣旨について、「自分は特定企業からテロの被害に遭っており、一歩でも事件を解決する方向に近づけるため、警察庁が保有する疑わしい取引の届出に関する自分の情報が記載された文書の開示請求をしたい。」などと申し立てている。

処分庁は、本件開示請求が行われた前後に、電話や補正依頼書により累次にわたって、上記趣旨の開示請求をしても、請求に係る行政文書は、存在しているか否かを答えるだけで個人情報(法5条1号)及び公共の安全等に関する情報(同条4号)を開示することとなる行政文書に該当するおそれがあり、請求しても不開示決定(存否応答拒否)となる可能性があること、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による自己情報

の開示請求も可能であるが、その場合も同様の結果となることを繰り返し説明したが、異議申立人は、「請求する行政文書の名称等」の一部補正に応じたものの、あくまで自己の情報の開示を請求する意思には変わりない旨を主張した。

2 本件対象文書の性質

本件対象文書は、特定の個人について、警察が、犯収法に基づき入手した、疑わしい取引の届出（犯収法9条）に関する情報に係る行政文書といふことができる。

このような行政文書には、特定の個人に関する情報が含まれているほか、犯罪の容疑者等特定の個人に関連する内偵捜査やマネー・ローンダーリング等に関する疑いのある取引に関する情報も記載されていることとなる。

3 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを不開示情報として規定している。

異議申立人は、請求当初から一貫して、犯収法に基づき警察が入手した自己情報の開示を請求しているものであるが、たとえ自己情報であったとしても、個人を名指しした請求であれば、当該個人を識別することができる情報であることから、法5条1号の不開示情報に該当することは明らかである。

4 法5条4号該当性

法5条4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報として規定している。

特定の個人に関する内偵捜査やマネー・ローンダーリング等に関する疑いのある取引に関する情報が明らかになれば、犯罪を行っている者等が警察の捜査等を察知し、証拠隠滅を図るほか、各種活動を潜在化及び巧妙化させるなど対抗措置を講じるおそれがある。

また、警察による情報収集に関しては、情報源の秘匿性を確保する必要があり、疑わしい取引に関する情報についても、情報源が明らかになれば、犯罪を行っている者等がこれに対して報復活動を行うおそれがあるほか、犯収法に定められた金融機関等の特定事業者による疑わしい取引の届出に係る取組を妨げるおそれが十分にある。

以上のとおり、本件開示請求に係る行政文書は、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を認められることから、法5条4号に該当すると判断したものである。

5 法8条該当性

本件対象文書が仮に存在するとすれば、特定の個人に対する警察の犯収法に基づく情報収集等に係る行政文書であると認められるところ、当該文書の存否を答えることは、特定の個人に関する内偵捜査やマネー・ローンダーリング等に関する疑いのある取引に関する情報を警察が保有しているか否かを明らかにすることとなり、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなる。

また、当該文書の存在が明らかになれば、犯罪を行っている者等が警察の捜査等を察知し、証拠隠滅を図るほか、各種活動を潜在化及び巧妙化させるなど対抗措置を講じるおそれがあることから、当該文書の存否を答えることは、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を明らかにすることとなり、法5条4号に規定する不開示情報を開示することとなる。

6 异議申立人の主張に対する反論

(1)異議申立人は、「平成22年6月19日行政文書等の開示決定に係わる申立て書」に添付した「不服申立ての趣旨、理由6.20」において、以下のように主張する。

ア 請求者が求めているのは、テロに遭っていること、犯罪による収益の移転防止を解決することであり、請求者に公にしないことにより犯罪の助長を招く。

イ 不開示決定となった文書の内容は開示しても捜査に支障を來すとは言い難く、たとえ支障を來す内容があつたとしても（中略）、部分開示することは可能である。

しかしながら、上記のとおり、本件対象文書は、法5条1号及び4号に規定する不開示情報に該当するものであるとともに、本件対象文書の存否を答えるだけで当該不開示情報を開示することとなることから、異議申立人の主張には理由がない。

(2)さらに異議申立人は、「被害者の生命、健康、生活、財産の権利利益に対する侵害は第三者、又は法人の権利利益を考慮しても上回っていると判断するのが妥当である。」などと、本件不開示とした個人情報は法5条1号ただし書口に該当すると主張しているものと認められる。

しかしながら、「被害者の生命、健康、生活、財産の権利利益に対する侵害」は認められないから、法5条1号ただし書口には該当しない。

また、本件開示請求に関して不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性は認められないことから、法7条（公益理由による裁量的開示）の適用の余地はなく、異議申立人の主張には理由がない。

7 結論

以上のことから、原処分は妥当なものであると認められることから、原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事件について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成22年8月26日 諒問の受理

② 同日 諒問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月14日 異議申立人から意見書を收受
- ④ 平成23年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び本件対象文書について

- (1) 本件開示請求は、「本人の犯罪による収益の移転防止に関する法律に該当する事業者に対する疑わしい取引の届出の受理、取引の記録の保存の要請、犯罪収益による移転防止の取り決め本人の名義を使う事、期限など警察庁が対策の取決めを行った文書」(本件対象文書)の開示を求めるものである。
- (2) 処分庁は、本件対象文書は、特定個人に対する警察による情報収集、入手の有無に関する情報であるから、その存否を明らかにした場合、法5条1号及び4号に該当する情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行っており、諮問庁は、本件対象文書は、特定の個人について、警察が犯収法に基づき入手した疑わしい取引の届出(犯収法9条)に関する情報に係る行政文書であるとして、原処分を妥当としている。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書は法5条1号及び4号に該当しない旨主張するとともに、意見書において、「個人の情報の請求だけに判断をすることは限定的である」旨主張し、文書の特定が不十分であるかのごとき主張をしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び存否応答拒否について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

本件開示請求書及びその添付文書並びに異議申立人の平成22年5月23日付け補正書及びその添付文書等本件対象文書の特定に係る文書の内容を総合すれば、異議申立人が開示を求めている文書は、犯収法に規定する疑わしい取引の届出に係る文書であり、かつ、異議申立人が被害に遭っていることに関連する文書であると認められることからすれば、本件開示請求については、特定の個人について、警察が犯収法に基づき入手した疑わしい取引の届出(犯収法9条)に関する情報が記載された行政文書の開示を求めていると解釈するよりほかなく、処分庁がこれを本件対象文書に該当するものとして特定したことは、妥当であると認められる。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

(1) 犯収法の規定について

犯収法9条は、同法に定める特定事業者(金融機関、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者等)が、その業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、又は顧客等が特定の業務に関して犯罪による収益の隠匿行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定める事項を行政庁に届け出なければならない旨を規定しており(同条1項)、特定事業者は、疑わしい取引の届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る顧客等又はその関係者に漏らしてはならず(同条2項)、行政庁は、疑わしい取引の届出に係る事項を国家公安委員会に通知する旨(同条4項)を規定している。

また、犯収法11条1項は、国家公安委員会は、疑わしい取引の届出に係る事項及びこれを整理又は分析した結果が、検察官、検察事務官又は司法警察職員等による刑事事件の捜査等に資すると認めるときは、これを検察官等に提供するものとする旨を規定している。

このように犯収法が、特定事業者に対し届出自体の守秘を課し、国家公安委員会に対して、届け出られた情報を捜査機関へ提供することを規定していることからすれば、疑わしい取引の届出に係る事項は、犯罪捜査の端緒となることを想定した情報であると認められる。

(2) 国家公安委員会と警察庁の関係について

犯収法に関する国家公安委員会の所掌事務については、警察法5条2項8号において、「犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに関係機関に対する提供に関する事項。」と規定されているところ、同法17条の「警察庁は、国家公安委員会の管理の下に、5条2項各号に掲げる事務をつかさどり、及び同条3項の事務について国家公安委員会を補佐する。」との規定により、実際の事務は警察庁において行われ、具体的には、警察庁組織令30条により、警察庁に置かれた犯罪収益移転防止管理官がつかさどるとされている。

このため、犯収法の規定においては、上記(1)のとおり、疑わしい取引の届出に係る事項に関する情報は、国家公安委員会に集約されることとなっているが、当該情報が記載された行政文書は、警察庁において保有されることとなる。

(3) 存否応答拒否の妥当性について

疑わしい取引の届出に係る事項に関する情報は、上記(1)で述べたとおり、犯罪捜査の端緒となる情報であるから、本件対象文書の存否を明らかにした場合、特定の個人に関連して疑わしい取引の届出がなされているか否かが明らかとなり、疑わしい取引を行っている者が自らの犯罪行為に関する情報を捜査機関が入手しているか否かを知り得ることとなるから、当該犯罪行為に係る証拠の隠滅を図るなどして、犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

そうすると、本件対象文書の存否については、これを公にすることにより、特定の個人に関連する警察当局の捜査の状況や捜査に関する情報保有の有無が明らかとなることを通じて、警察当局による犯罪捜査に支障を及ぼし、犯罪の予防、鎮圧、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めるこことつき相当の理由があると認められることから、法5条4号の不開示情報に該当する。

したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条4号の不開示情報を開示することとなるため、同条1号について判断するまでもなく、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

4 異議申立人の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号及び4号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同条4号に該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 遠藤みどり、委員 池田綾子、委員 橋本博之